

# 独占禁止法とその改正の概要

公正取引委員会

## [ 目次 ]

### [ 現行法 ]

現行独占禁止法の概要	1
・ 現行法における執行手続の流れ	4

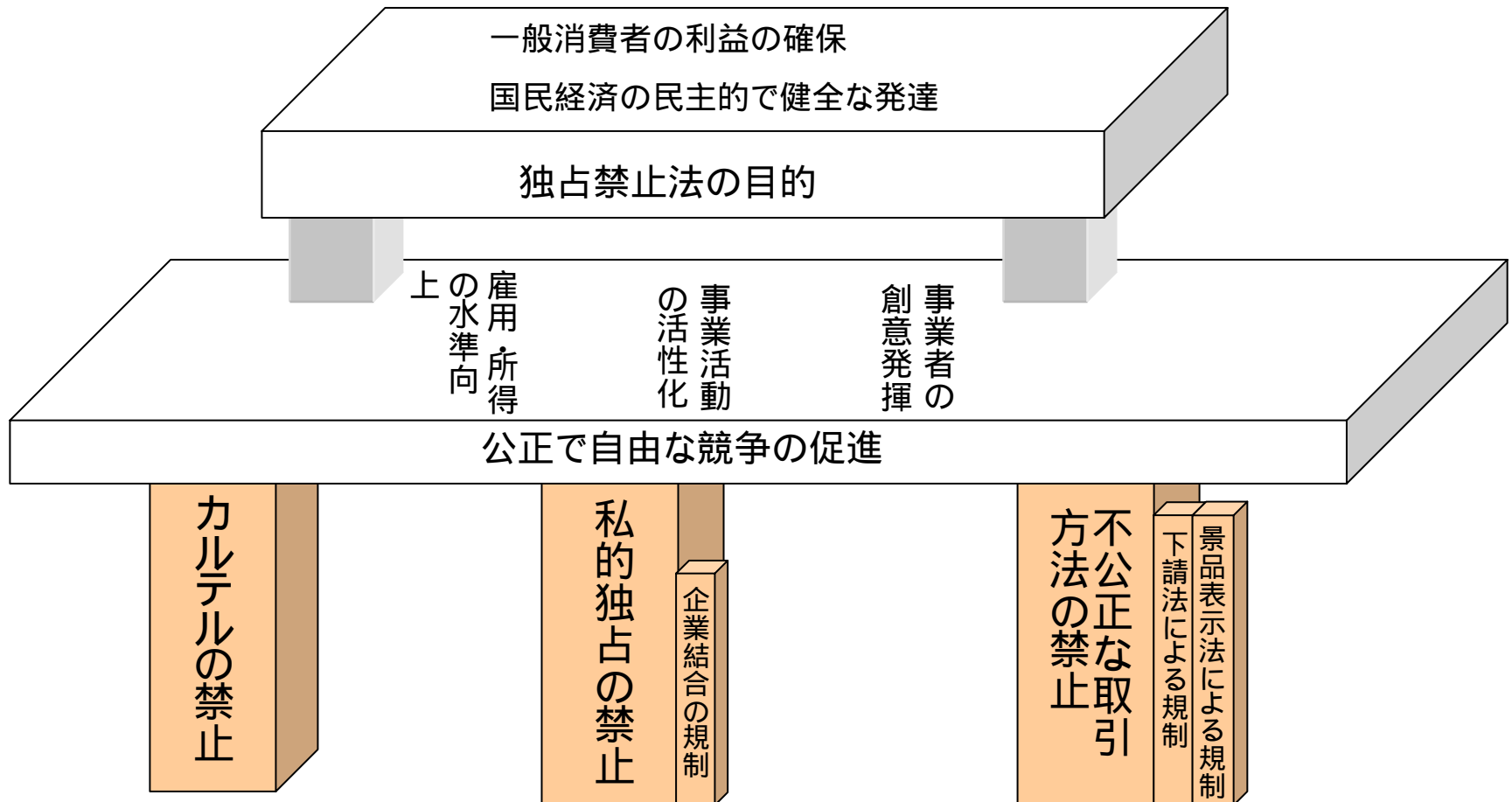
### [ 改正法 ]

今回の独占禁止法改正の主要なポイント	5
(1) 課徴金制度の見直し	6
(2) 課徴金減免制度の導入	8
(3) 犯則調査権限の導入	9
(4) 審判手続等の見直し	10
・ 改正法における執行手続の流れ	11

# 現行独占禁止法の概要

## 独占禁止法第1条

私的独占，不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し，事業支配力の過度の集中を防止して，結合，協定等の方法による生産，販売，価格，技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより，公正且つ自由な競争を促進し，事業者の創意を發揮させ，事業活動を盛んにし，雇傭及び国民実所得の水準を高め，以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。



## 禁止規定

不当な取引制限(カルテル)・・・価格や生産・販売数量などを制限する協定，合意をいう。その制限しようとする内容によって，価格カルテル，数量カルテル，市場分割カルテル，入札談合などがある。

## 私的独占

排除型・・・市場における有力な事業者が，不当廉売，排他条件付取引などによって，新規参入事業者や既存の事業者を市場から排除することで，市場における競争を実質的に制限すること。  
支配型・・・市場における有力な事業者が，同業者や流通事業者などの事業活動を支配することで，その市場の価格や数量を制限して，市場における競争を実質的に制限すること。

不公正な取引方法・・・公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち，公正取引委員会が指定するもの。この指定には，すべての業種に適用される「一般指定」と，特定の業種にだけ適用される「特殊指定」とがある。一般指定では，16の行為類型が不公正な取引方法として指定されている。例えば，取引拒絶，不当廉売，再販売価格拘束，ぎまんの顧客誘引，抱き合わせ販売，優越的地位の濫用等である。

## 公正取引委員会

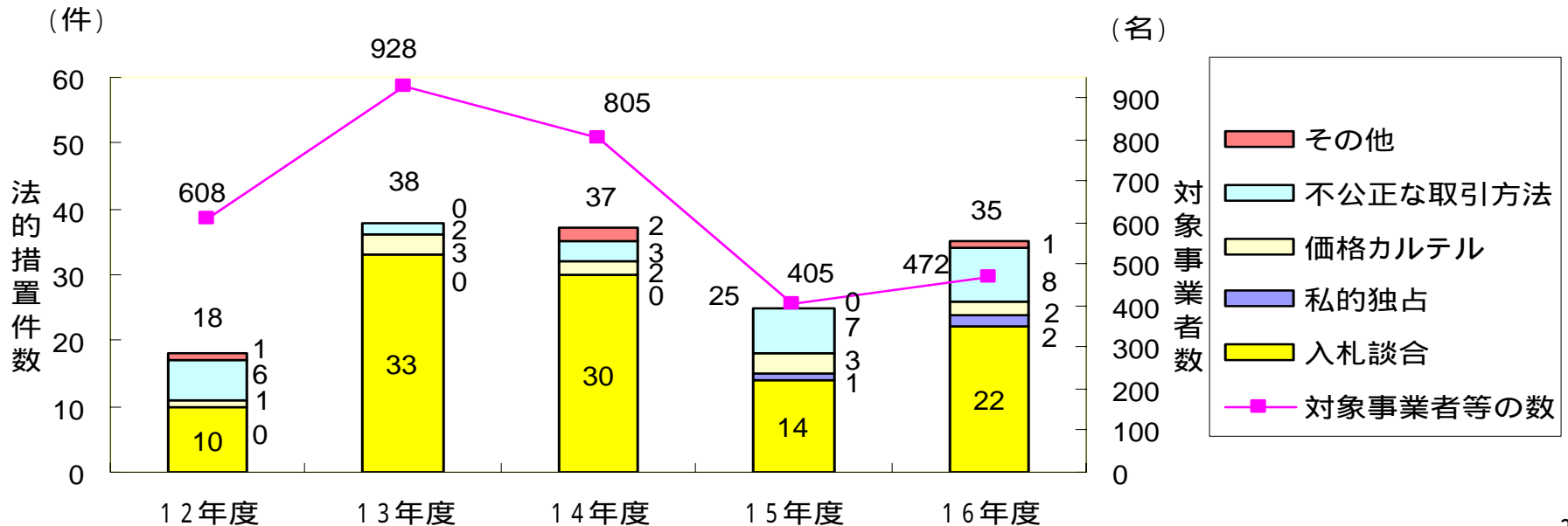
独占禁止法の執行には，専門的知見による公正・中立・慎重な判断が必要。

統一的判断に基づく独占禁止法施行のため，公正取引委員会が審査機能と審判機能の両者を統括的に保有。

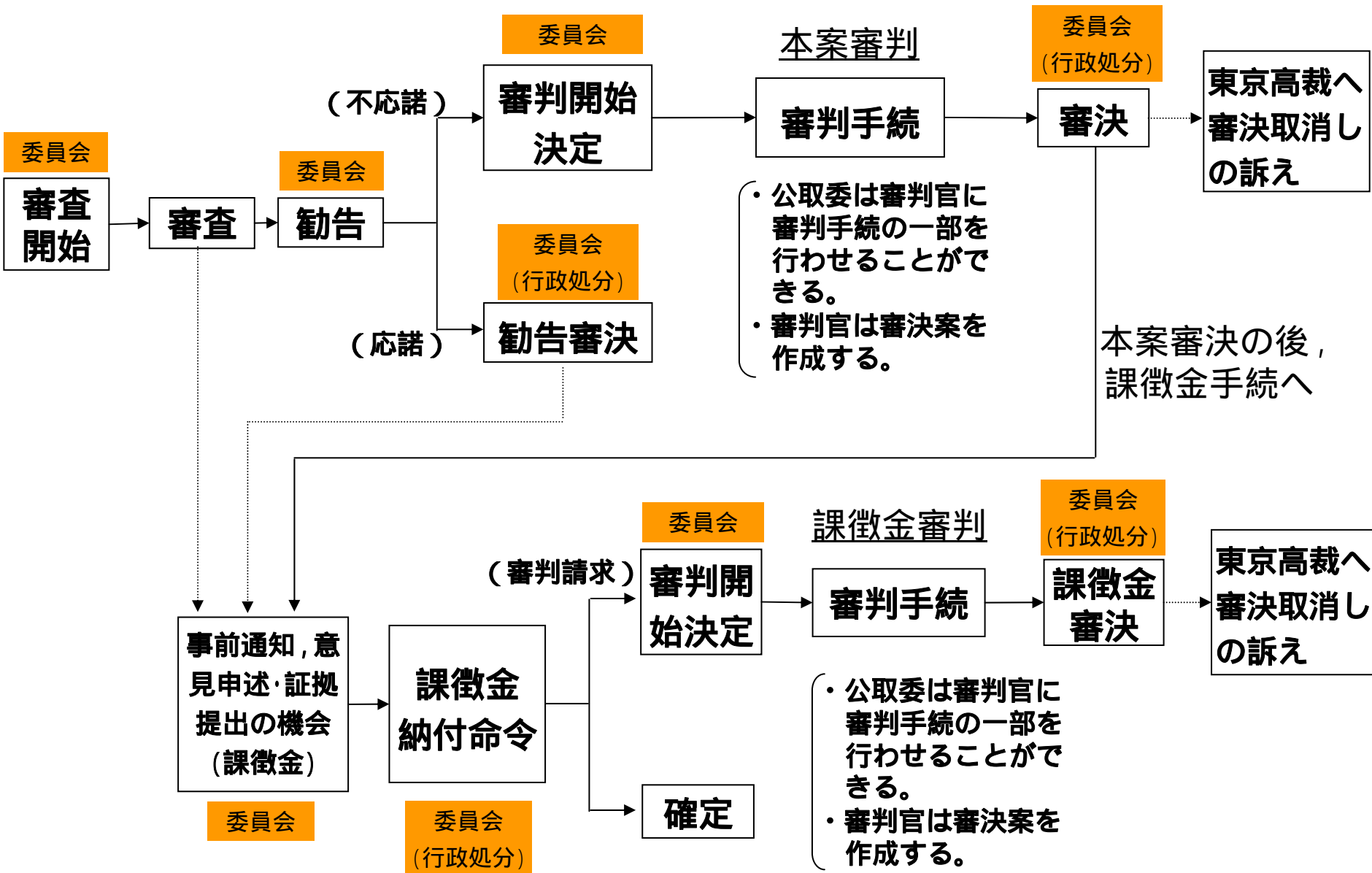
# 現行の独占禁止法違反行為に対する措置

禁止規定	措置	行政処分		刑事罰 (5億円以下)
		排除措置命令	課徴金(原則6%)	
不当な取引制限				
私的独占			×	
不公正な取引方法			×	×

## 法的措置件数と対象事業者の推移



# 現行法における執行手続の流れ



# 今回の独占禁止法改正の主要なポイント

## (1) 課徴金制度の見直し

- ・ 課徴金算定率の引上げ  
製造業等 = 大企業 6 % , 中小企業 3 %  
小売業 = 大企業 2 % , 中小企業 1 %  
卸売業 = 大企業 1 % , 中小企業 1 %
- ⇒
- 製造業等 = 大企業 10 % , 中小企業 4 %  
小売業 = 大企業 3 % , 中小企業 1.2 %  
卸売業 = 大企業 2 % , 中小企業 1 %
- ・ 違反行為を早期にやめた場合 , 上記の算定率を 2 割軽減した率
  - ・ 繰返し違反行為を行った場合 , 上記の算定率を 5 割加算した率
  - ・ 適用対象範囲の見直し ( 価格カルテル等 価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・私的独占 , 購入カルテル )
  - ・ 罰金相当額の半分を , 課徴金額から控除する調整措置を規定

## (2) 課徴金減免制度の導入

- ・ 法定要件 ( 違反事業者が自ら違反事実を申告等 ) に該当すれば , 課徴金を減免
- |   |  |   |               |
|---|--|---|---------------|
| { | 立入検査前の 1 番目の申請者 = 課徴金を免除<br>立入検査前の 2 番目の申請者 = 課徴金を 50 % 減額<br>立入検査前の 3 番目の申請者 = 課徴金を 30 % 減額<br>立入検査後の申請者 = 課徴金を 30 % 減額 | } | 対象事業者数 合計 3 社 |
|---|--|---|---------------|

## (3) 犯則調査権限の導入等

- ・ 刑事告発のために , 犯則調査権限の導入
- ・ 中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入 , 調査妨害等に対する罰則の引上げ・両罰規定 ( 法人に対する刑罰 )

## (4) 審判手続等の見直し

- ・ 意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い , 不服があれば審判を開始 ( 勧告制度を廃止 )
- ・ 審判官審判に関する規定の整備
- ・ 規則を定めるに当たっては , 手続の適正の確保が図られるよう留意する旨の規定を創設

附則において , 施行後二年以内の見直しを規定。

## (1) 課徴金制度の見直し

過去のカルテル・入札談合事件における不当利得の推計

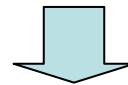
- ・約9割の事件で8%以上, 平均16.5%

他法令の制度

- ・重加算税: 脱税額の4割増
- ・不正受給の加算金  
医療保険等: 4割増  
雇用保険: 2倍増

欧米の制度

- ・米国: 1億ドル以下又は違反期間中の当該商品の売上高の15~80%(20%を基準)
- ・EU: 総売上高の10%以下



**一律の算定率: 製造業等 大企業10%, 中小企業4%**

**繰返し違反行為を行った場合**

**違反行為を早期にやめた場合**

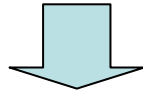
**一律の算定率に5割加算**  
(製造業等 大企業15%)

**一律の算定率から2割軽減**  
(製造業等 大企業8%)



## 繰返し違反行為を行った場合の加算

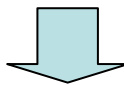
違反行為を繰り返す事業者は、過去に課徴金を支払っているにもかかわらず違反行為を行うものであることから、通常の課徴金水準では違反行為防止を十分に図ることができない。



過去の事例における不当利得の状況等も踏まえ、違反行為の調査を開始する日等からさかのぼって10年以内に課徴金納付命令(確定しているものに限る。)を受けたことがある事業者には、違反行為防止のために必要な水準として5割加算した算定率を適用。

## 違反行為を早期にやめた場合の軽減

課徴金制度は違反行為の防止を図るものであり、その趣旨・目的には、違反行為に着手すること自体を防止すること(いわゆる一般予防)のほか、仮に、違反行為に着手した場合でも、短期間に違反行為をやめさせること、の点が含まれる。



違反状態の早期解消を図り、違反行為を早くやめるインセンティブを高める観点から、違反行為の調査を開始する日の1か月前までに、違反行為をやめていた場合で、違反行為の実行期間が2年未満である事業者には、2割軽減した算定率を適用。

## (2) 課徴金減免制度の導入

企業が法令遵守体制を整備し、カルテルを発見しても、当局へ申告するインセンティブがない

カルテルは秘密裏に行われるため発見される可能性が低く、また、物証を残さないため、解明が困難

**法定要件** (違反事業者が公取委の調査開始前に所要の情報提供等) に該当すれば、**課徴金を減免する制度 (課徴金減免制度)** を導入

立入検査前の1番目の申請者 = 課徴金を免除  
立入検査前の2番目の申請者 = 課徴金を50%減額  
立入検査前の3番目の申請者 = 課徴金を30%減額  
立入検査後の申請者 = 課徴金を30%減額

合計3社まで

### 参考

米国・EUは課徴金減免制度を用いて、国際カルテル事件等について、摘発強化。OECDも各国に導入推奨 (他のG7諸国や韓国、豪州等も導入済み)

企業の法令遵守意欲が向上

カルテルの発見・解明が容易化  
競争秩序の早期回復

## (3) 犯則調査権限の導入

### 犯則調査権限の内容

犯則事件を調査するため必要がある時は、裁判所の発する令状により、事件関係人の営業所等に臨検・捜索を行うことができる。

臨検・捜索の結果、物件を差し押さえることができる。

(参考)

### 国内の犯則調査権限

国税犯則取締法（脱税）

証券取引法（インサイダー取引，相場操縦等）

### 犯則調査権限導入の必要性

手続の適正化

調査対象企業にとっても、行政調査（ ）の結果に基づき告発されることについて、令状主義の潜脱ではないかとの指摘。



刑事告発調査事案であると判明した場合には、令状に基づき適正に調査。

行政上の処分を行うために、被調査者の同意の下に行う調査であり、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないとされている。なお、調査に従わない場合には刑事罰が科せられる（いわゆる間接強制）。

## (4) 審判手続等の見直し

### 現行制度においても適正手続を確保

当該事件審査に関与したことがある者は審判官として当該事件を担当できない(現行法51条の2ただし書)

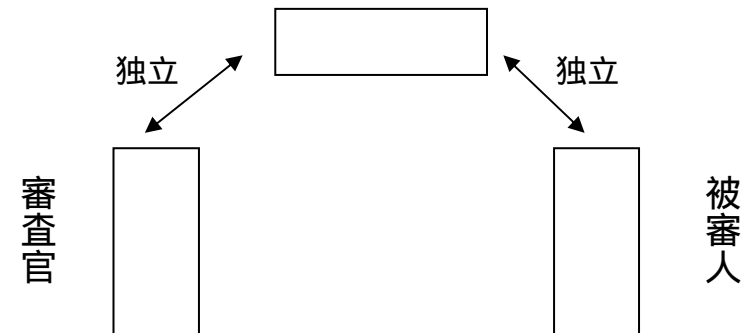
審判手続において取り調べた証拠による事実認定(現行法54条の3)

審判官は独立して職務を行う(現行規則32条)

審判事務については事務総長の指揮監督の対象から除外(現行法35条第3項)

### 公正取引委員会の審判

審判官



### 今回の改正においても一層の適正手続の保障

審判指揮などの審判手続に係る審判官の権限の明確化(改正法第56条第2項等)

審判における被審人に不利益となる審査官の主張変更の禁止(改正法第58条第2項)

規則を定めるに当たっては、手続の適正の確保が図られるよう留意する旨の規定を設ける。(改正法第76条第2項)

また、審判官として法曹資格者を積極的に採用(審判官5名(法曹資格者1名)から7名(法曹資格者3名予定)へ)

